令和7年度

消防団施設等整備事業

福富説教場解体設計施工一括工事

仕様書

施　工　場　所　　東広島市福富町上竹仁

東広島市

設計施工一括発注工事特記仕様書

【共通】

１．設計及び施工については、最新の各種法令、仕様書及び発注者の指示等に基づき実施すること。

２．適用図書は以下のとおりとする。

- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- 建設工事公衆災害防止対策要綱
- 建設副産物適正処理実施要領
- 再生資源利用促進実施要領
- 建築工事安全施工技術指針

３．完了検査は、工事のみとする。(設計部分の完了検査は施工計画書の提出を以てこれに替える)

４．別紙「リスク分担表」を適用させる。

５．本契約においては、前金払及び部分払を請求することができないものとする。

６．本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

① 受注者は、建設工事請負契約約款第47 条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。

② 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

【設計】

１．作成図面は、以下のとおりとする。これ以外についての作成は任意であり、変更対象としない。

①　付近見取図、配置図、建物概要

②　平面図(基礎断面　基礎位置追記)、指定仮設図（仮囲い等近隣対策）

③　跡地整備図

④　任意仮設図（工事進入路、工事車両駐車場位置等）

２．仮設図を参考に工事エリアを仮囲い等で区画すること。
また、当該建物の周囲は単管足場及び防音シートで区画し、工事車両出入口を設置すること。

３．工事期間中の進入路、仮設に留意し、工事期間中の安全対策に万全を期して行うこと。

４．工事期間中は、適宜交通誘導警備員を配置し、安全対策に万全を期すこと。工事期間中の交通誘導警備員は 10 人を見込んでいる。

５．上記の内容を設計図として、工事の施工計画書に添付し承認を受けること。

６．作業時間は、原則 8:30～17:00 までとする。また、土曜日・日曜日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

７．管理技術者の配置

落札者は契約後、次に該当する者を管理技術者として配置しなければならない。

ア　技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有している者

（※直接的かつ恒常的な雇用関係は必要としない。また、主任技術者と兼ねることができる。）

【工事】

１．変更対象は、内訳書に数量明示されている基礎部、指定仮設、跡地整地、交通誘導警備員及び、不可視部想定外の部材（アスベスト等）に限る。

２．労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

３．本工事は、週休２日適用工事（発注者指定型）であり、「東広島市週休２日適用工事等実施要領（営繕工事）（最新版）」に従うこと。

４．別途発注の設計業務において、井戸調査と地質調査を令和7年9月末日を目途に実施予定である。これまでに、本工事で建物解体、井戸位置特定、地質調査を行う平場及び動線の確保を行うこと。尚、調査の詳細日時、場所については監督職員が指示する。

リスク分担表

リスク要因		リスクの発現事象	リスク分担先		備考
大項目	小項目		発注者	受注者	
自然条件	①気象・海象	異常な気象・海象　以外への対応		○	異常な気象・海象への対応は発注者の負担
	②河川水、湧水・地下水	設計図書（設計成果物を除く。）に明示していた条件及び合理的に予測可能な状況※1への対応		○	合理的に予測不可能な状況への対応は発注者の負担
	③地質・土質	設計図書（設計成果物を除く。）に明示していた条件及び合理的に予測可能な状況※1への対応		○	合理的に予測不可能な状況への対応は発注者の負担
社会条件	①地中障害物	設計図書（設計成果物を除く。）に明示していた地中障害物への対応		○	設計図書（設計成果物を除く。）に明示していない地中障害物への対応は発注者の負担
	②地元協議	地元協議結果への対応（騒音、振動、粉塵、水質汚濁等への対応）		○	設計図書（設計成果物を除く。）に明示した地元協議の結果への対応は発注者の負担
	③関係機関協議	関係機関協議結果への対応（近接施工、交差物件、占用物件、交通規制等への対応）		○	設計図書（設計成果物を除く。）に明示した関係機関協議の結果への対応は発注者の負担
	④作業用道路・ヤード	作業用道路・ヤードの確保		○	設計図書（設計成果物を除く。）に明示した作業用道路・ヤードの確保は発注者の負担
	⑤用地	設計図書（設計成果物を除く。）に明示した用地の使用可能時期等の変更に伴う対応	○		
	⑥隣接工区工事	設計図書（設計成果物を除く。）に明示した隣接工区の工事の進捗状況の変更に伴う対応	－	－	－
その他	①不可抗力	地震等の不可抗力に伴う対応	○		
	②法律・基準等の改正	法律・基準等の改正に伴う対応	○		
	③人為的ミス	本工事契約の履行において発生した人為的ミスへの対応		○	

※1 合理的に予測可能な状況とは、既知の技術文献及びこれまでの施工事例等から予測可能な状況をいう。

特　記　仕　様　書

主任技術者又は監理技術者の配置等

１　主任技術者又は監理技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

⑴ 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）

⑵ 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

⑶ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

⑷ 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

２　主任技術者又は監理技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任技術者又は監理技術者の変更ができるものとする。

⑴ 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。

⑵ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

特　記　仕　様　書

＜現場代理人の常駐義務の緩和＞

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第１０条第３項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

(1) 請負金額が４，５００万円（建築一式工事にあっては、９，０００万円）未満
(2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
(3) 建設工事請負契約約款第２０条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
(4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
(5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
(6) その他、特に発注者が認めた期間

＜現場代理人の兼務＞

１　現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
２　発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
３　発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
(1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
(2) 兼務を承認した日から起算して１４日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第６号）第１条第１項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
(3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
(4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
(5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
(6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
４　重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあっては昭和４９年４月２０日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあっては平成１７年２月７日前の町の区域とする。

令和７年度　消防団施設等整備事業
福富説教場解体設計施工一括工事

アスベスト成形板処理作業仕様書

1. この工事については石綿等（アスベスト成形板）が使用されている建築物の解体工事であり、以下の法律を遵守し労働者の健康保護及び一般環境への汚染防止に努めること
   ① 労働安全衛生法・石綿障害予防規則
   ② 大気汚染防止法
   ③ 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律（リサイクル法）
   ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

2. アスベスト成形板の撤去方法

(1)アスベスト成形板の撤去は、内装及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
(2)建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉塵が外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
(3)アスベスト成形板の撤去は、可能な限り撤去又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原型のまま撤去する。
(4)撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
(5)撤去作業者には、防塵マスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
(6)撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
(7)解体現場周辺に粉塵等の飛散を防止するために解体する建物の高さ以上に飛散防止幕を設置し撤去物を十分湿潤化できる散水装置を設置する。

3. アスベスト成形板の集積、運搬等

(1)撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことの他、粉塵の飛散防止に努める。
(2)細かく破砕されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
(3)撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。
(4)アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
(5)アスベスト成形板の撤去、集積、積込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。

4. アスベスト成形板の処分等

(1)アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。
(2)撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合には、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたかの確認を受ける。

5. 必要な作業主任者

石綿作業主任者もしくは、特定化学物質等作業主任者の資格を取得したものを選任すること。

令和７年度　消防団施設等整備事業
福富説教場解体設計施工一括工事

建設副産物の取り扱いに関する特記仕様書

１　再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

２　計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。
現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

３　実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

４　工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

５　建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお､対象となる工事は請負代金額が 100 万円以上､または建設発生土の搬出が 500m3

以上の工事を対象とする。

(1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
(2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
  (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「盛土規制法」という）第 12 条第１項、第 16 条第１項、第 30 条第１項又は第 35 条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
  (2) 当該行為が盛土規制法第 21 条第１項、第 27 条第１項、第 28 条第１項又は第 40 条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
(3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

６　運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

７　確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

８　確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

９　建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。
(1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
(2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
(3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地

(4) 建設発生土の搬出量
(5) 建設発生土の搬出が完了した日

10　建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11　受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12　受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

13　建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する９（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

(1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
(4) ９の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

工事中情報共有システムに関する特記仕様書

１　工事中情報共有システム（受注者希望型）

（１）本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。

（２）契約締結後速やかに、事前チェックシートにより監督職員と協議を行い、情報共有システムの利用の可否の結果について、工事打合せ簿等により整理をすること。

（３）本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人　広島県土木協会）
http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html

（４）工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。なお、情報共有システムを利用しない場合は、請負代金額の変更対象とする。

（５）利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。

（６）運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

１）「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。

２）「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。

３）「4.検査」は適用しない。

４）検査は、監督職員と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。

５）受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

内訳書

項目	摘要	数量	単位	単価	金額
直接工事費		1	式		
計		1	式		
共通費					
共通仮設費					
共通仮設費	散水車含む	1	式		
積上げ　仮囲い	単管・防音ｼｰﾄ張り H=5.0m	48.5	m		
ｶﾗｰｺｰﾝ+ﾊﾞｰ		32.0	m		
交通誘導警備員		10	人		
CCA木材試験費		1	式		
工事中情報共有ｼｽﾃﾑ		1	式		
小計		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等	設計料含む	1	式		
計		1	式		
計		1	式		
消費税（１０％）		1	式		
工事費		1	式		

内訳書

項目	摘要	数量	単位	単価	金額
【直接工事費】					
Ⅰ　建物解体					
①基礎解体	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	39.3	㎥		
②上屋解体	木造　平屋建　外壁ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材（東石・外部建具・電気設備解体を含む） 瓦屋根は工事着手前に撤去予定	182	㎡		
③機械設備解体	外部給排水設備・便槽・臭突・井戸ﾎﾟﾝﾌﾟを含む	1	式		
Ⅱ　その他解体					
①外構解体	ﾌﾞﾛｯｸ塀、石積み、側溝部ﾓﾙﾀﾙ詰め等	1	式		
②屋外倉庫	CB造平屋建　9.0㎡ H＝3.0m ｽﾚｰﾄ屋根（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）	1	式		
③屋外ﾄｲﾚ	木造平屋建　4.0㎡ H＝2.0m 外部建具含む 瓦屋根は工事着手前に撤去予定	1	式		
④樹木撤去	伐採伐根	1	式		
Ⅲ　跡地整備					
①購入土埋戻し	真砂土	19.7	㎥		
②すき取り	場内流用	19.6	㎥		
③整地転圧	敷地面積	658	㎡		
④側溝	泥清掃	1	式		

内訳書

項目	摘要	数量	単位	単価	金額
Ⅳ　発生材積込・運搬					
①鉄・金属		1	式		
②木材		1	式		
③がれき		1	式		
④ﾎﾞｰﾄﾞ		1	式		
⑤廃ﾌﾟﾗ		1	式		
⑥電気・機械設備		1	式		
⑦ｱｽﾍﾞｽﾄ建材		1	式		
⑧ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ（基礎部）	土間・犬走りを含む	39.3	㎥		
Ⅴ　発生材処分					
①鉄・金属		1	式		
②木材		1	式		
③がれき		1	式		
④ﾎﾞｰﾄﾞ		1	式		
⑤廃ﾌﾟﾗ		1	式		
⑥電気・機械設備		1	式		
⑦ｱｽﾍﾞｽﾄ建材		1	式		
⑧ｺﾝｸﾘｰﾄｶﾞﾗ（基礎部）	土間・犬走りを含む	39.3	㎥		

進入路（南側道路）

進入路（西側道路）

全景（南東）

全景（南西）

全景（西側）

全景（北西）

内部　玄関

内部　廊下

内部　和室１

内部　和室２

内部　仏壇安置所

内部　和室３

内部　洋室

内部　トイレ

内部　台所

外部　北面

外部　北面

外部　南面

屋外倉庫①

屋外倉庫②

屋外トイレ①

屋外トイレ②

屋外トイレ③

屋外トイレ④

便槽①

便槽②

井戸ポンプ

令和7年度　消防団施設等整備事業
福富説教場解体設計施工一括工事

図面番号	図面名称	縮　尺
A-00	表　紙	—
A-01	建物概要・仕上表・付近見取図	—
A-02	配置図兼平面図	S=1/100、1/20
A-03	跡地整備図	S=1/100
A-04	仮設計画図（参考図）	S=1/100

東　広　島　市

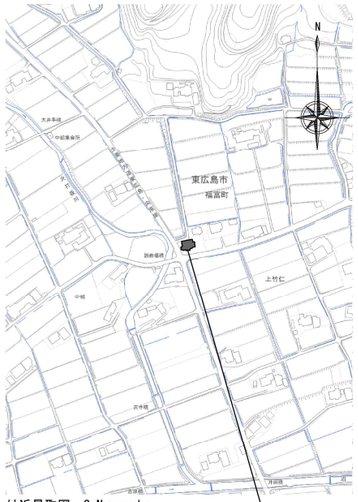

付近見取図　S=Nonscale

建物概要		
	名　称	福富説教場解体 設計施工一括工事
	工事場所	東広島市福富町上竹仁
	構　造	木造　平屋建 竣工年度不明
	最高高さ	4.5m
	延床面積	195.06㎡ (屋外倉庫、屋外ﾄｲﾚを含む)

外部仕上表		
	屋　根	瓦屋根 ※工事着手前に撤去予定
	軒　裏	木材現し
	外　壁	ﾓﾙﾀﾙ壁の上ﾘｼﾝ吹付（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）、増築部：CB積の上ｽﾚｰﾄ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）
	雨　樋	縦樋　硬質塩ﾋﾞ製60φ、掴み金物
	玄関ﾎﾟｰﾁ・犬走り	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ
	その他	便槽、臭突、給水栓、樹木、井戸ﾎﾟﾝﾌﾟ　※井戸は残置とする
	付属建物	屋外倉庫　最高高さ 3.0m、延床面積 9.0㎡　CB造平屋建　ｽﾚｰﾄ屋根（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）（竣工年度不明）
		屋外ﾄｲﾚ　最高高さ 2.0m、延床面積 4.0㎡　木造平屋建　瓦屋根（汲み取り式）（竣工年度不明）
		※瓦屋根については、工事着手前に撤去予定

内部仕上表	室　名	床	巾　木	H	壁	天　井	H	廻　縁	造付家具・その他
	玄関	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	―	―	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材） H＝900までﾓﾙﾀﾙ仕上げ	木製	2,500	木製	
	廊下	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	―	―	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）	木製	2,050	木製	
	和室1	畳敷き	―	―	漆喰壁	木製	3,300	―	
	和室2	畳敷き	―	―	漆喰壁	木製	2,800	―	
	仏壇安置所	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	―	―	漆喰壁、一部石膏ﾎﾞｰﾄﾞの上ｸﾛｽ貼り （ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）	木製	3,100	―	
	和室3	畳敷き	―	―	漆喰壁	木製	2,750	―	
	洋室	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	―	―	木製	石膏ﾎﾞｰﾄﾞの上ｸﾛｽ貼り貼り	2,400	―	
	ﾄｲﾚ	ﾌﾛｰﾘﾝｸﾞ	―	―	木製	ｼﾞﾌﾟﾄｰﾝ	2,000	木製	洋式便器：1箇所，手洗い：1箇所 （汲み取り式）
	台所	土間ｺﾝｸﾘｰﾄ	―	―	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ（ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材） H＝800までﾓﾙﾀﾙ仕上げの上ﾘｼﾝ吹付 （ｱｽﾍﾞｽﾄ含有みなし材）	木製	2,500	木製	ｷｯﾁﾝ

東　広　島　市	工事名称	令和7年度　消防団施設等整備事業 福富説教場解体設計施工一括工事	図面番号
	図面名称	付近見取図・建物概要・仕上表　A2：100%　A3：71%	A-01

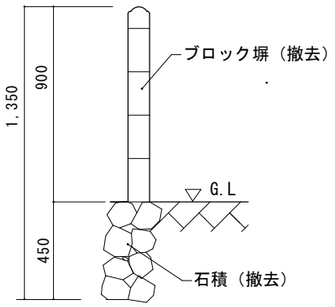

A － A'断面図　S=1/20

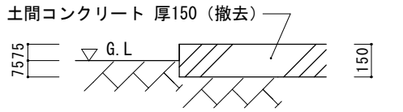

B － B'断面図　S=1/20

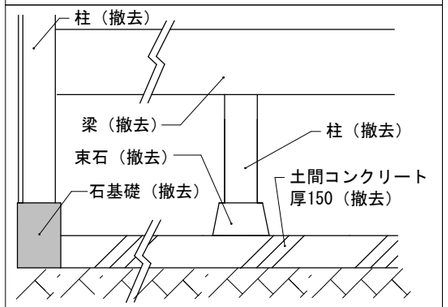

基礎断面詳細図　S=1/20

工事概要

1．工事範囲：

1. 福富説教場の解体撤去。
2. 上記に伴う電気、機械設備の撤去。
3. 敷地内の井戸残置。但し、井戸からの埋設給水管は撤去とする。
4. 井戸が地中に隠れており位置が特定できていないため、試掘を行い場所を特定すること。
5. 側溝に続く排水管は撤去し、側溝(残置)でモルタル詰めを行うこと。
6. 敷地内の土間コンクリートは全て撤去とする。
7. 敷地内の樹木は全て撤去(伐根共)とする。
8. 便槽は全撤去とする。汲み取り及び消毒は別途とする。
9. 解体後跡地は真砂土敷きとする。

2．その他：

1. 上水道無し。下水道無し。ガス無し。
2. 解体建物の電気メーターの引込部撤去は別途とする。
3. 衛生器具類は水洗い洗浄を行い処分を行うこと。
4. 解体工事期間中は北面・東面・西面を単管仮囲いH=5,000以上、防音シート張りとする。
   南面・西面はカラーコーン・コーンバーで囲うこと。
5. アスベスト成形板（スレート）は、別途アスベスト成形板処理作業仕様書に基づき撤去を行うこと。
6. 土台についてCCA処理木材の有無を確認し、調査報告書を提出すること。
7. 照明についてPCB含有の有無を確認し、調査報告書を提出すること。
8. 解体時は、地中の井戸が崩壊しないよう留意すること。
   また、井戸の状況確認を行うため、位置を特定または特定できない場合には、連絡すること。

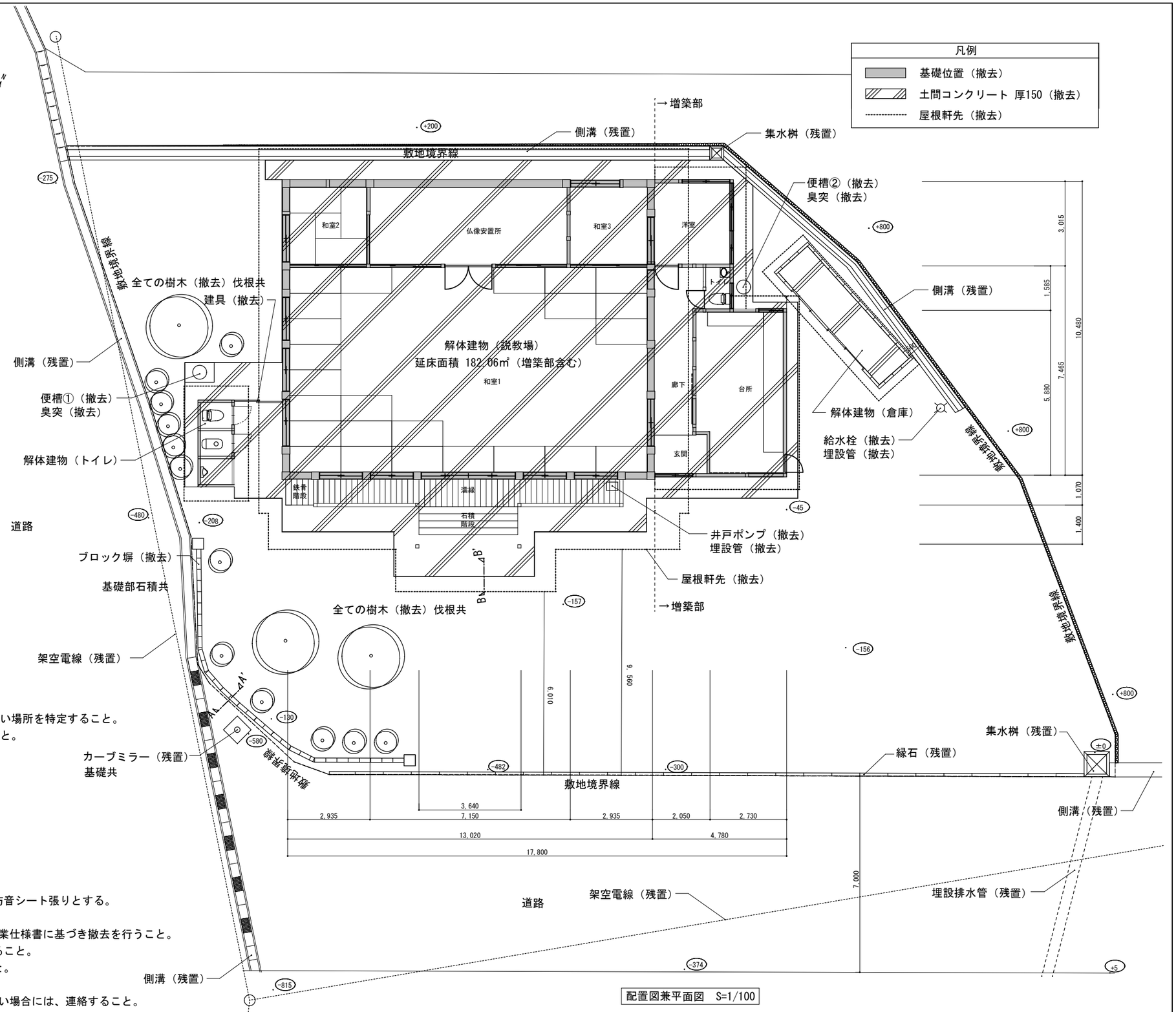

配置図兼平面図　S=1/100

東 広 島 市	工事名称	令和7年度 消防団施設等整備事業 福富説教場解体設計施工一括工事	図面番号
	図面名称	配置図兼平面図　A2: 100%　A3: 71%	A-02

凡例

: 建物跡地

: 跡地整備範囲

・建物解体部分は真砂土にて埋戻しを行うこと。(19.7m3)
（但し、井戸部分はｺﾝﾊﾟﾈやｶﾗｰｺｰﾝ等で養生を行い落下防止対策を講じて、埋戻しは行わない予定であるが、井戸の深さに応じて監督職員と協議を行うこと。尚、ｶﾗｰｺｰﾝは市より提供を行う。）
・敷地南西部は道路より地盤ﾚﾍﾞﾙが高いため、すき取りを行うこと。
（19.6m3想定、すき取りで発生した土は場内に敷均すこと。）
・敷地内は整地転圧を行うこと。(658㎡)
（特に敷地境界際は道路へ土が流用しないよう監督職員と協議を行い、仕上げ高さを決定すること。）
・境界際の集水桝、側溝及び縁石は残置とする。

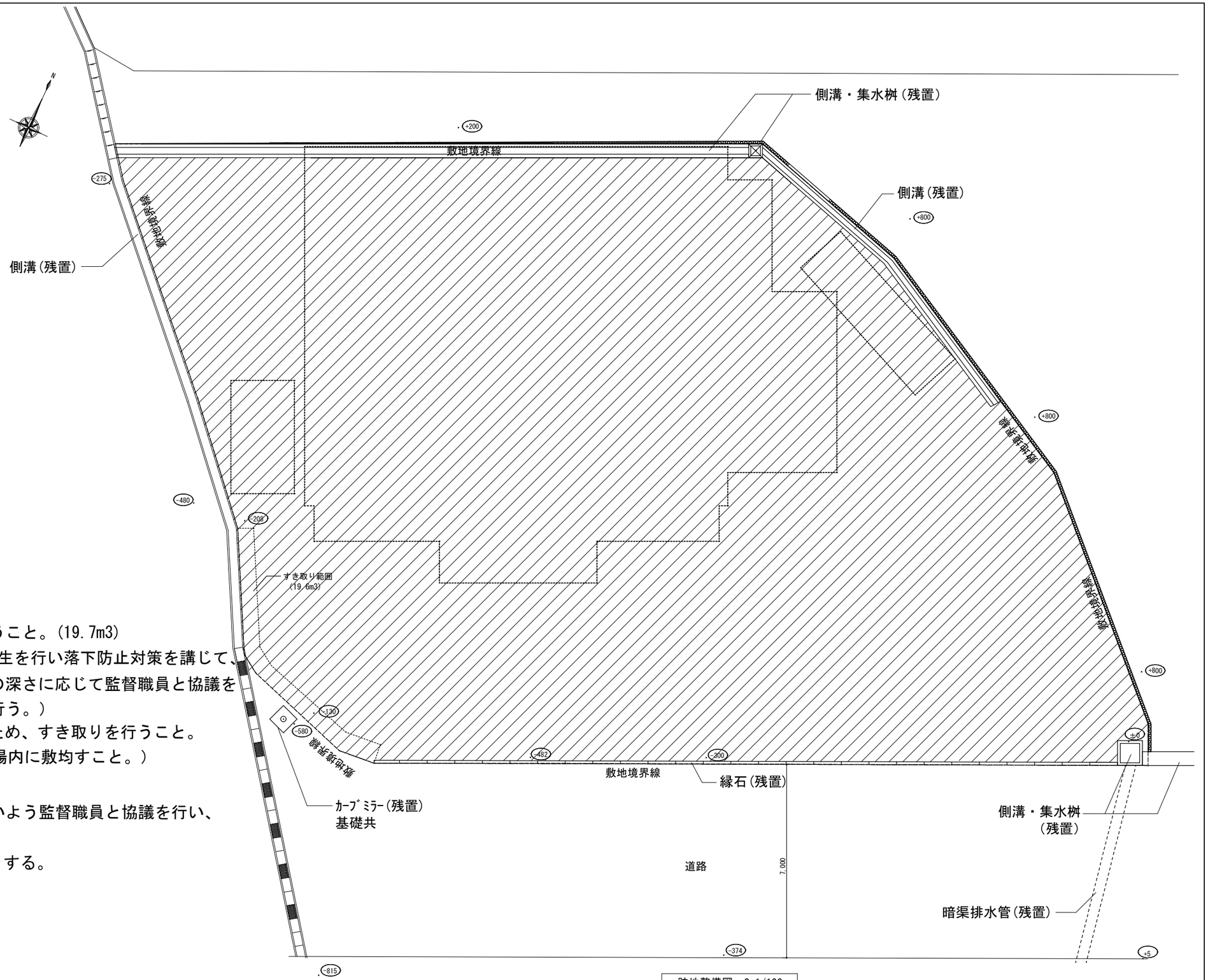

跡地整備図　S=1/100

東 広 島 市	工事名称	令和7年度 消防団施設等整備事業 福富説教場解体設計施工一括工事		図面番号
	図面名称	跡地整備図	A2: 100% A3: 71%	A-03

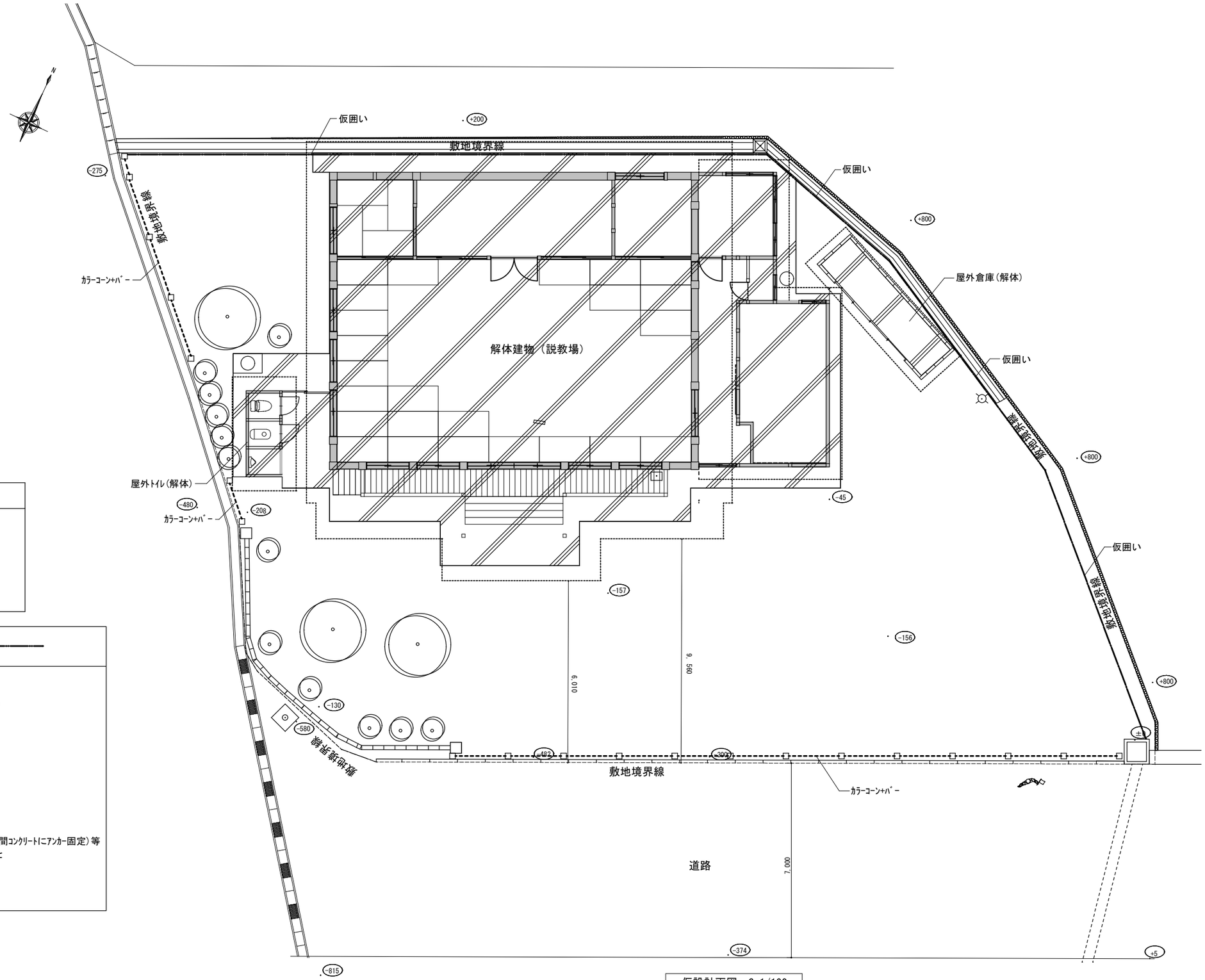

仮設計画図　S=1/100

凡例

カラーコーン・バー　32m［指定仮設］	
仮囲い　48.5m［指定仮設］	
交通警備誘導員(計10人)［指定仮設］	

凡例　仮囲い・参考図

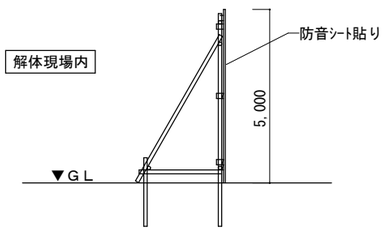

※打込みが不可能な箇所は単管ベース(土間コンクリートにアンカー固定)等設置し倒壊を防止する措置を講ずること

単管・防音シート仮囲い (L=48.5m)

東 広 島 市	工事名称	令和7年度 消防団施設等整備事業 福富説教場解体設計施工一括工事	図面番号
	図面名称	仮設計画図(参考図)　A2: 100%　A3: 71%	A-04